

令和7年度 私学振興課補助金 年間スケジュール予定(幼稚園)

国 県 区 分	補助金名	補助対象								事前 着手 可否	年間スケジュール																				備考							
		学校法人立				その他立					3月 以前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年 4月	翌年 5月													
		幼稚園		認定 こども園		幼稚園		認定 こども園																														
		私学 助成園	施設 型給付園	幼稚園 型	幼保 連携 型	私学 助成園	施設 型給付園	幼稚園 型	幼保 連携 型																													
県 補 助	経常費 (一般補助・ 処遇改善)	○	×	×	×	△ 一般 補助 のみ	×	×	×	可			内示 ① (学法)	交付申請・ 処遇改善 計画書 (学法)		交付決定・ 支払 ① (学法)									内示 ②	交付 申請	交付決定・ 支払 ②							支払 ③ (学法)	実績報告 (処遇改善)	実績報告 (一般補助)	返還 (処遇 改善)	・学校法人立は年3回支払 ・その他立は年1回支払(12月) ・処遇改善は学校法人立のみ対象 ・処遇改善分について返還が発生する 可能性あり(返還時期：5月)
	預かり保育	○	※1	※1	※1	○	※1	※1	※1	可										事業計画書 提出								交付 申請	事業 実施 報告	交付 決定	支払		実績報告					
	地域開放	○	※2	※2	※2	×	×	×	×	可																事業計画書 提出	内示	交付申請	交付 決定			支払		実績報告				
	特別支援教育	○	○	○	△ 1号 のみ	○	○	※3	△ 1号 のみ ※3	可			事業計画書 提出								内示		交付 申請			交付 決定	支払		実績報告									
	緊急環境整備	○	○	○	○	×	×	×	※4	不可										事業計画書 提出			交付 決定		実績報告						支払							
	移行準備費	○	×	×	×	×	×	×	×	可									事業計画書 提出					交付 決定								実績 報告		支払				
	園務平準化	×	○	×	×	×	○	×	×	可									事業計画書 提出				交付 決定									実績 報告		支払				
	I C T化支援	○	○	○	○	×	×	×	※4	可						交付申請			交付 決定													事業 実施 報告	実績 報告		支払			
	子育て支援機 能向上	○	○	○	○	○	○	○	○	可									交付申請				交付 決定									事業 実施 報告	実績 報告		支払			
	防犯対策強化	○	○	×	×	○	○	×	×	不可 (※)						【その他立】 交付 申請	【その他立】 交付決定	【学校法人立】 交付申請書提出→交付決定 (国の交付決定後に提出)				実績報告							支払	※学校法人立の園については、施設整備費補助(国補助)の内定後の事前着手は可能。								
手ぶらで保育	○	/	/	/	○	/	/	/	可									交付申請書 提出				交付 決定									事業 実施 報告	実績 報告		支払		・私学助成園以外については、市町村事業として実施		
国 直 接 補 助	施設整備費	○	○	×	×	×	×	×	×	不可	事業 募集	事業選定結果通知 ・ 事業計画書提出依頼			事業計画書提出→内定通知→交付申請→交付決定→実績報告 【事業着手時期により締切が異なる】														額の確定 ・ 支払				・当初募集のスケジュールのみ記載 ※年度中に追加募集の可能性あり					
	切れ目ない支援(医療的ケア看護職員配置事業)	○	○	×	×	×	×	×	×	不可 (※)	事業計画書 提出	内定 通知	交付 申請		交付 決定	事業計画書 提出 (二次募集)			内定 通知 (二次)	交付 申請 (二次)	交付 決定 (二次)	事業計画書 提出 (三次募集)		内定 通知 (三次)	交付申請 (三次)		交付 決定 (三次)		実績報告		額の 確定 ・ 支払		・申請先は文部科学省 ・県の上乗せ補助あり(国の交付決定を受けた園あてに別途お知らせします) ※県の上乗せ補助分については、国の内定後の事前着手は可能。					

※1・・・預かり保育は、私学助成園以外の園は平成26年度に本補助金の交付を受けている園で、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は補助対象。
（1）利用者居住市町村が「一時預かり事業（幼稚園型）」を実施していない。
（2）利用者居住市町村が実施する「一時預かり事業（幼稚園型）」の実施要件を満たさない。

※2・・・地域開放については、私学助成園以外の園は平成26年度に本補助金の交付実績があり、市町村から「地域子育て支援拠点事業」の委託又は補助を受けていない場合は補助対象とする(市町村が実施していない又は市町村の実施要件を満たせない場合に限る)。

※3・・・特別支援教育費における非学校法人立認定こども園では、市町村が実施する子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業の対象となる者は対象外。（市町村が事業を実施しない場合は補助対象とする）

※4・・・緊急環境整備、I C T化支援は、その他立で対象となるのは社会福祉法人立幼保連携型認定こども園のみ。